

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和4年12月8日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	○ 知事	● 市区町村長等
2. 都道府県名	福岡県	
3. 市区町村名	北九州市	
4. 届出番号	6	
5. 独自利用事務の事例番号	67-1	
6. 独自利用事務の対象者	重度障害者	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	平成27年12月21日	
8. 保護評価の実施の有無	1:有	▼
9. 評価書番号	9	
10. 保護評価書の名称	北九州市 重度障害者医療費支給に関する事務 基礎項目評価書	
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/EvaluationDownload?fileKey=2,22305335958252684,2,9,5	
12. 委任関係		▼

執行機関名 北九州市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	重度障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		北九州市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月21日条例56号)別表第1第7の項 重度障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年七月二日法律第百三十四号)第1条	北九州市重度障害者医療費支給要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、(精神又は身体に著しく重度の障害を有する者)に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の(福祉の増進)を図ることを目的とする。	第1条 この要綱は、(重度障害者)の(福祉の増進)を図るため、重度障害者の疾病又は負傷に係る医療費の支給に関し必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		北九州市重度障害者医療費支給要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号	北九州市重度障害者医療費支給要綱第5条
②事務の内容	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条(同法第二十六条の五において準用する場合を含む。)の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	北九州市重度障害者医療費支給要綱第5条の重度障害者医療受給資格登録申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号イ	北九州市重度障害者医療費支給要綱第2条(2),第3条2(4)
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号ハ	北九州市重度障害者医療費支給要綱第8条
②情報提供者	内閣総理大臣	内閣総理大臣
③提供を求める特定個人情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報

備考	
----	--